

西東京市  
学校施設適正規模・適正配置検討懇談会報告書  
(素案)

令和2年 月

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会



# 目次

第1章 はじめに	1
1 西東京市学校施設適正規模・適正配置の検討の背景	1
1-1 西東京市の学校施設等に関する状況	1
1-2 学校教育を取り巻く状況の変化	6
2 本市の教育施策上の必要性	7
第2章 西東京市学校施設適正規模・適正配置の検討について	8
1 本市の計画体系における位置付け・役割	8
2 学校施設の適正規模・適正配置の検討と基本的な視点	9
第3章 適正規模・適正配置による教育環境への影響及び留意点	10
1 本市の教育環境への影響	10
1-1 学校規模による教育上のメリット・デメリット	10
1-2 教育的観点からの考察	11
1-3 施設面からの考察	12
1-4 防災施設・地域コミュニティ面からの考察	13
2 適正規模・適正配置の留意点	14
2-1 適正配置による通学区域の変更	14
2-2 小中一貫教育の視点	14
第4章 本市における学校施設適正規模・適正配置の考え方と今後の方向性	15
1 基本的な考え方	15
1-1 教育環境の整備としての学校規模の確保	15
1-2 効率的な学校運営の確保	16
1-3 通学距離及び通学区域の設定	16
1-4 その他教育施策等への対応	16
1-5 就学に関する諸制度の対応	16
1-6 学校施設の有効活用と複合化、跡地活用について	17
1-7 老朽化施設の計画的な更新	17
2 各学校の方向性の検討方法	17

# 第1章 はじめに

## 1 西東京市学校施設適正規模・適正配置の検討の背景

### 1-1 西東京市の学校施設等に関する状況

#### (1)本市のこれまでの適正規模・適正配置の取組

本市は大型マンションの建設や宅地開発による特定地域の児童・生徒数の急激な増加、合併により市境を中心に位置が近接する学校が生じたことによる指定校変更特例措置制度の解消といった課題に対処するため、平成20(2008)年11月に「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」を定め、本市に学ぶ子どもたちにとって、よりよい教育環境を実現することを念頭に置きながら、学校施設の規模・配置の適正化についてのおよそ10年間の基本的な方針を示した。

以降、合併後の特例措置の解消、児童生徒数の動向を踏まえた通学区域の変更及び学校の増改築の取組を実施し、小規模化と近接(住吉小、泉小、保谷小、本町小の縦列)への対応では、平成26年度末に泉小と住吉小の統合を実施したほか、いびつな通学区域の解消や老朽化に伴う大規模改修、老朽化に伴う学校施設の建替えに向けた対応を現在進めている。

しかしながら、依然として児童・生徒数の減少により小規模化する学校や過去の住宅開発等により学校施設規模を超える児童・生徒数の増加に直面している学校は存在しており、本市の児童・生徒数の動向や教育環境の変化を長期的な視点で見据えながら、引き続き本市の学校施設の規模・配置の適正化に取り組んでいく必要がある。

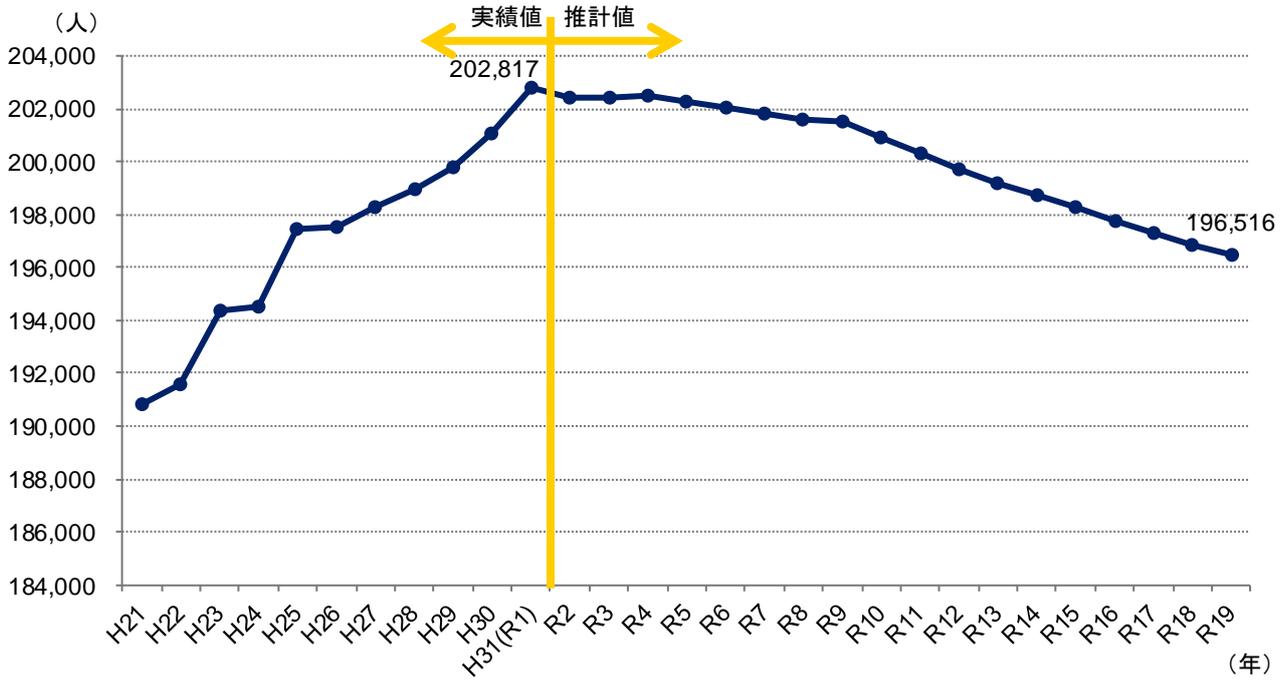
#### (2)人口減少・少子化の進展による児童・生徒数の減少

本市の総人口は増加傾向にあり、平成31(2019)年は202,817人となっている。また、平成29(2017)年11月に公表した西東京市人口推計調査報告書によると、今後は減少傾向で推移し、令和19(2037)年には196,516人と、6,301人(3.1%)減少することが見込まれる。

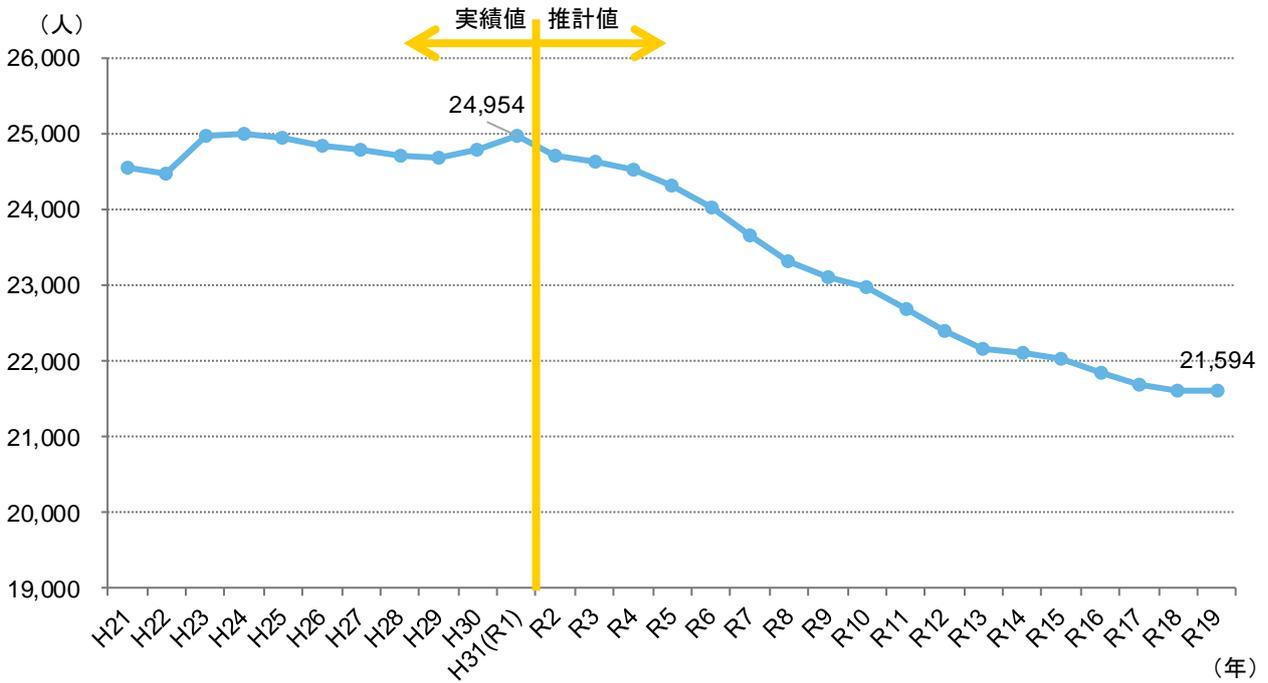
また、本市の年少人口(0~14歳)は、平成24(2012)年をピークに減少した後、平成30(2018)年から増加傾向に転じ、平成31(2019)年は24,954人となっている。今後は減少傾向で推移し、令和19(2037)年には21,594人と、3,360人(13.5%)減少することが見込まれる。

総人口、年少人口ともに減少すると見込まれるが、その減少割合は年少人口のほうが大きく、今後少子化が進展することが見込まれ、それに伴い本市の児童・生徒数の減少が予測される。

### 総人口の推移及び推計



### 年少人口(0~14歳)の推移及び推計



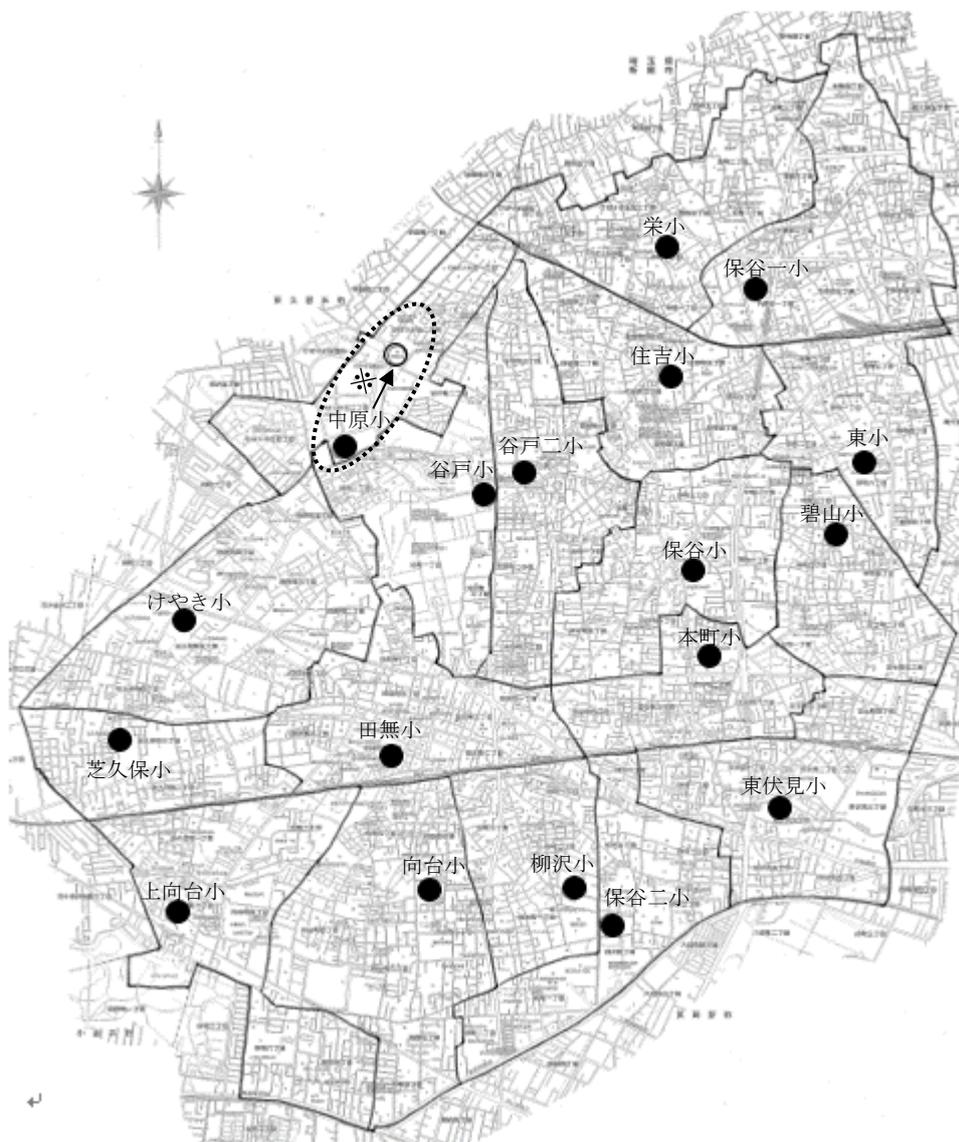
### (3) 学校施設配置の状況

#### ① 小学校

本市には 18 校の小学校があり、谷戸小学校と谷戸第二小学校、柳沢小学校と保谷第二小学校が近接配置となっており、保谷小学校と本町小学校、東小学校と碧山小学校についても比較的近い位置にある。

通学区域は、合併以前の旧田無市、旧保谷市時代にそれぞれ設定された通学区域をほぼ継続している状況であり、旧田無市、旧保谷市の境を中心にいびつな形状となっている。

また、幹線道路の開通による交通事情の変化が生じているほか、鉄道の線路を越える地域が一部存在する。



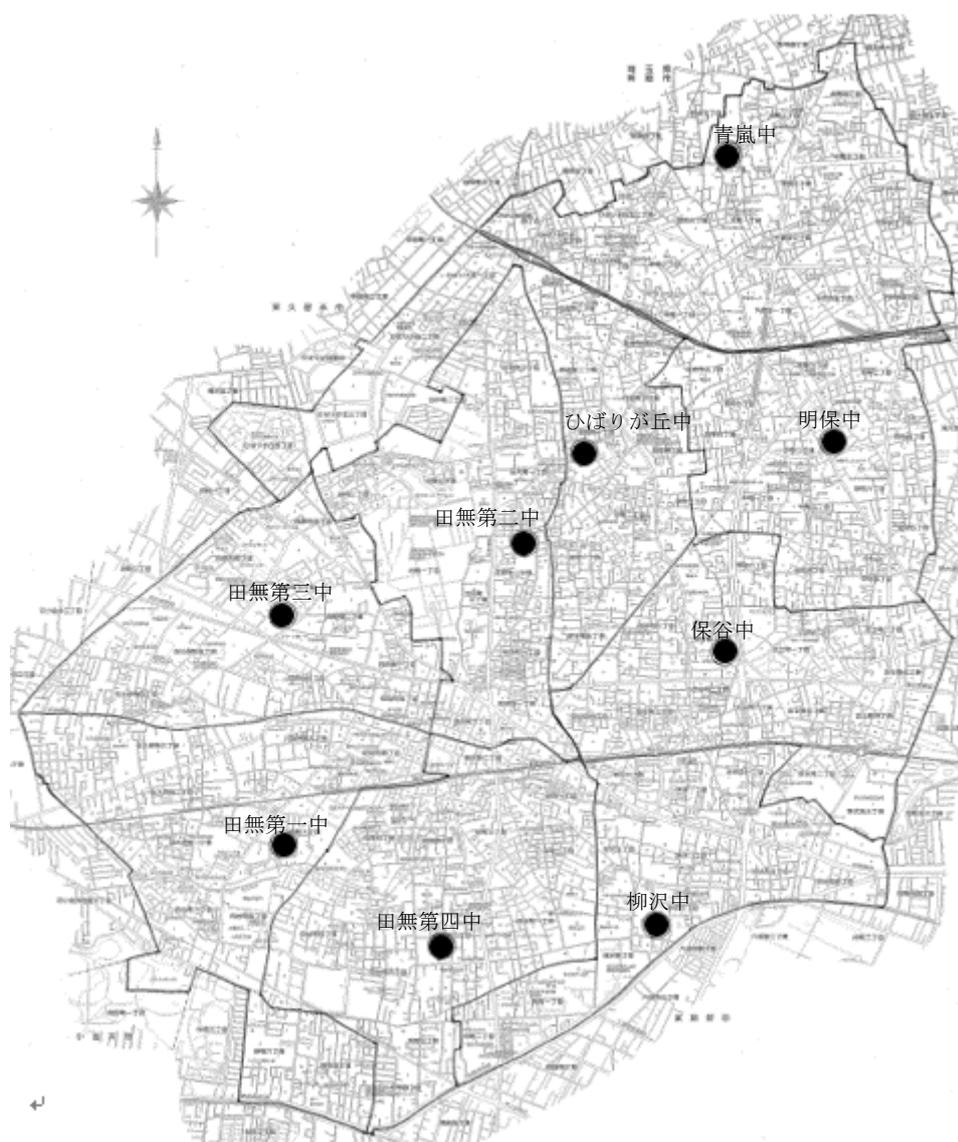
※中原小学校は、校舎の建替に伴い、令和 2 年 12 月末まで仮校舎での運営し、令和 3 年 1 月から建替後の校舎（ひばりが丘二丁目 6 番 25 号）へ移転（予定）。

## ②中学校

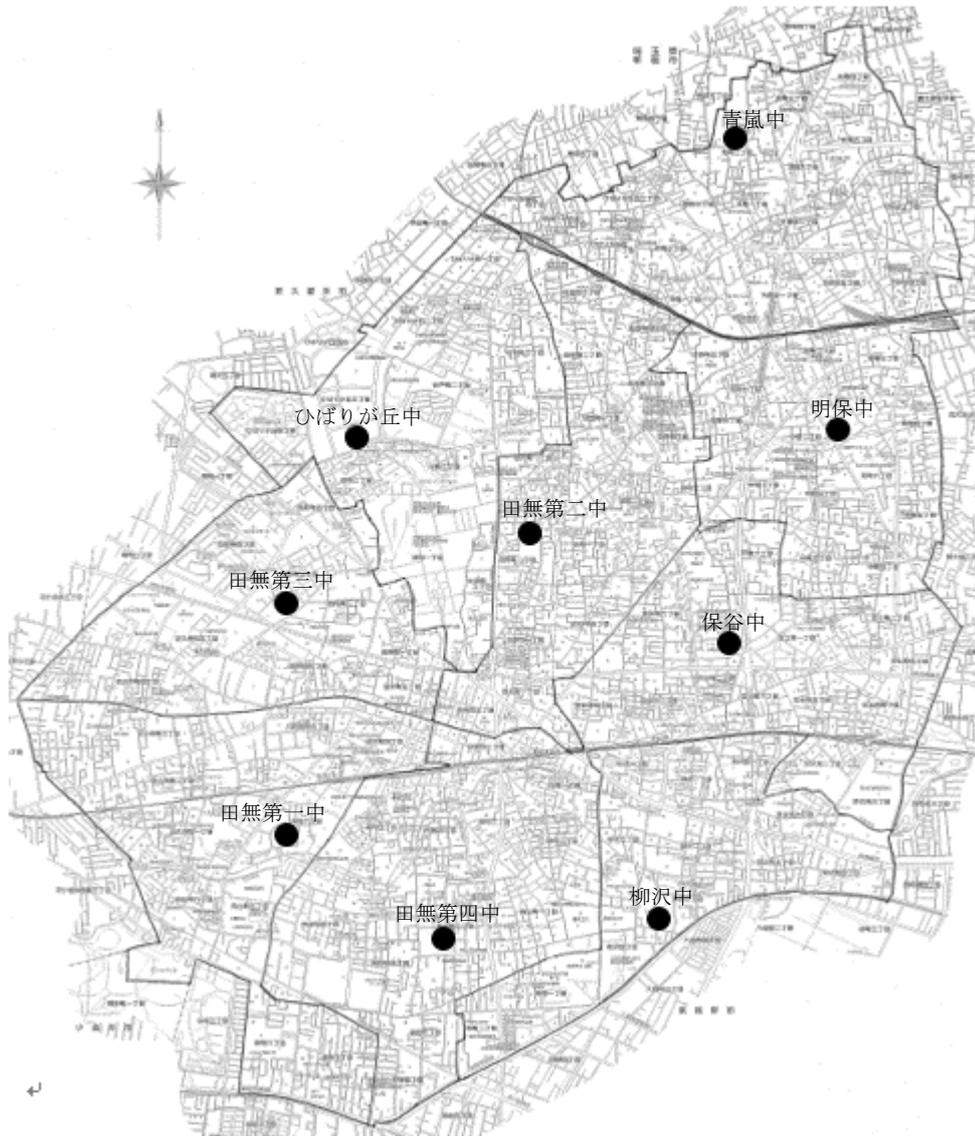
本市には9校の中学校があり、概ねバランスよく配置されている。

田無第二中とひばりが丘中の近接といびつな通学区域は、ひばりが丘中の老朽化に伴う移転建替に併せ通学区域の見直しを実施し、令和3年度から新通学区域(P5)となり、課題解消されることとなる。

また、小学校と同様、幹線道路の開通による交通事情の変化が生じているほか、鉄道の線路を越える地域が一部存在する。



【参考】ひばりが丘中学校移転後の通学区域



## 1-2 学校教育を取り巻く状況の変化

### (1) 学びのスタイルの変化

総務省自治体戦略 2040 構想研究会の「自治体戦略 2040 構想研究会第一次報告」、平成 30 (2018) 年 6 月に閣議決定した文部科学省の「教育振興基本計画」によると、AI (人工知能) の進化や「Society 5.0 (超スマート社会)」の実現、更なるグローバル化の進展、「人生 100 年時代」への突入など、社会の変化に伴い、未来の創り手となる子どもたちに求められる資質・能力も変化しつつある。単にプログラミング教育や外国語教育などのスキルを学習するに留まらず、主体的・対話的で深い学び(「アクティブ・ラーニング」の視点)に基づき、子どもたちが自ら課題を発見し、他者と協力し合いながら、主体的に学び合う活動など、児童・生徒の意欲や知的好奇心を十分に引き出しながら教育を実施することが重要としている。

今後は、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎつつ、授業を工夫・改善することを前提とした上で、未来の創り手となる資質・能力を育むため、少人数指導や習熟度別学習など、多様な教育活動が展開できるよう一定の学校・学級規模を確保することが望ましいと考えられる。

### (2) 学校の社会性機能への期待

東京都生涯学習審議会の「『地域と学校の協働』を推進する方策について」では、都市化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした子どもたちを取り巻く環境の変化、多様な人々とのつながりや交流の減少による地域の教育力の低下、基本的生活習慣を培う家庭の教育力の低下が指摘されている。

上記に加え、いじめや不登校、特別な支援を要する児童・生徒への対応、新学習指導要領への対応、教員の働き方改革も求められており、子どもたちが健やかに成長を遂げるために教育に対する家庭や地域の役割の重要性が再認識される一方で、子どもたちの集団的な学びの場である学校を核とする役割への期待が相対的に大きくなっている。

子どもたちの教育を進める上では、学校だけでなく、家庭や地域も役割を担い、連携することの重要性が指摘されており、平成 29 (2017) 年 3 月には社会教育法が改正され、「地域学校協働活動の推進」が教育委員会の事務として位置づけられるなど、学校と地域が協働していくことが求められている。

本市においては、子どもたちが地域の協力を得て成長していくことができる仕組みの充実を図り、学校を拠点とした持続可能な地域づくりを目指して、学校と地域の双方で、連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築を進めている。

### (3) 効率的な教育投資の必要性

今後更なる少子化が見込まれるなかで、将来を担う子どもに高い質の教育と適切な環境の充実を図ることは、国の政策においても重要な位置付けとなっている。同様に、本市でも、子どもたちの未来のための教育投資として平等な教育機会を提供することは、子どもたちが社会を生き抜くための力を育成し、将来の社会を支える力となるものであると捉えている。

一方で、高齢化の進展による扶助費の増加など、西東京市の財政が厳しい状況にある中で、教育においても、財政、人員配置など様々な側面から効率的・効果的な投資や資源配分の必要性が高まっており、学校施設の適正規模・適正配置が求められている。

## 2 本市の教育施策上の必要性

本市の教育は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、下記に掲げる市民の育成を目標としている。

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支えあうことができる社会の実現を図るとともに、学校、家庭、地域及び行政が連携し、ともに学び・ともに成長し・ともに励ましあう自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育へ参加することを目指し、施策を展開している。

教育目標の実現に向けて、「子どもの「生きる力」の育成に向けて」、「子どもの「心の健康」の育成に向けて」、「持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて」、「「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて」の4つの基本方針（将来像）で施策を展開することとしている。

今後、施策を展開するにあたり、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うこと等を通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育み、確かな学力だけでなく、社会性を兼ね備えた豊かな人間性を身に付けるなど、学校教育が担うべき役割を十分に果たすためには、小・中学校における適正な集団規模、児童・生徒数や学級数、教育環境を確保し、活力ある学校づくりを進めていく必要がある。

### 西東京市教育委員会の教育目標

西東京市教育委員会は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、次に掲げる市民の育成を教育目標とします。

- 互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民
- 社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- 伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭、地域及び行政が連携し、それぞれが責任を果たして行わなければならないとの認識に立って、ともに学び・ともに成長し・ともに励ましあう自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育に参加することを目指します。

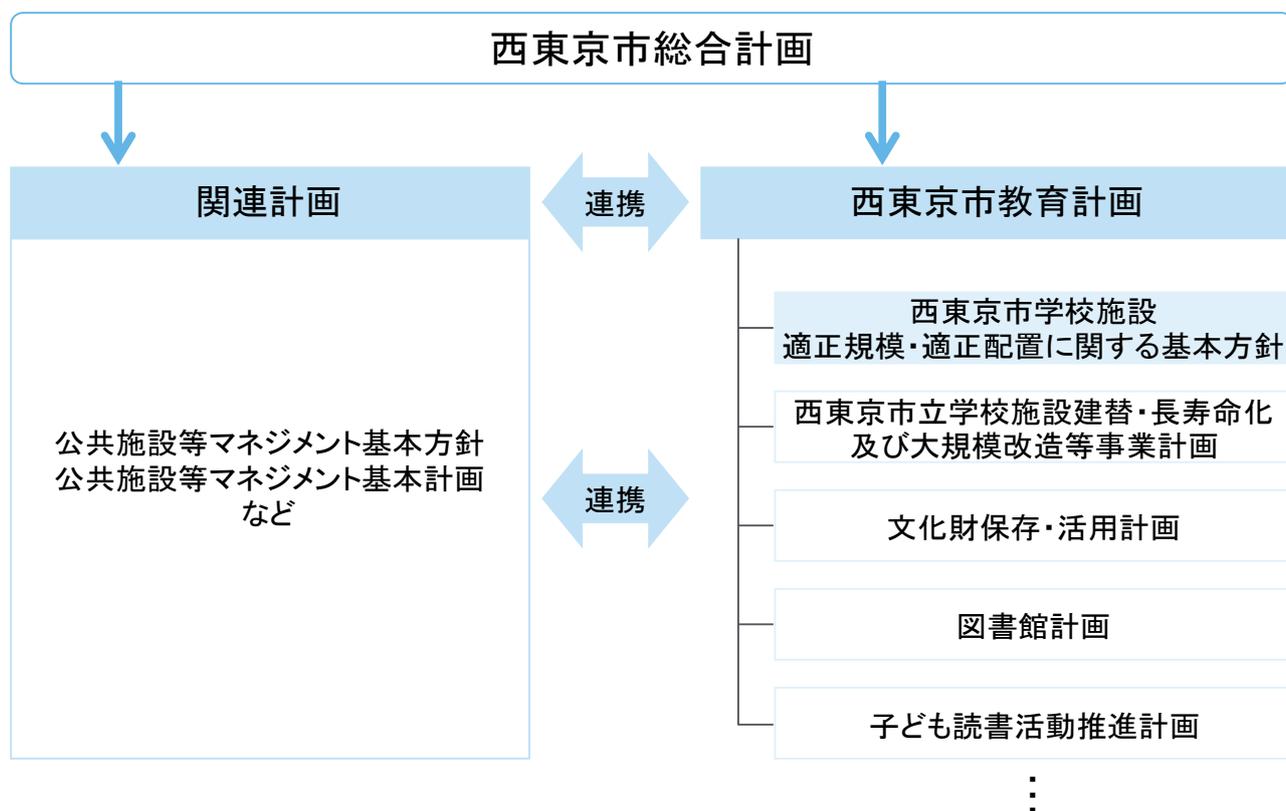
## 第2章 西東京市学校施設適正規模・適正配置の検討について

### 1 本市の計画体系における位置付け・役割

基本方針は、西東京市総合計画及び西東京市教育計画を踏まえるとともに、西東京市教育計画に基づく各個別計画や他部門の関連計画と適切な連携を図りながら推進するものである。

その上で、基本方針は小・中学校の規模の適正化及び適正配置に向けて、学校・家庭・地域・行政の四者の連携・協働で取組みを推進するために、今後、40年先を見据えた中長期的な対応について、適正規模・適正配置の基本的な考え方や基準、進め方を示すものである。

なお、今後の人口動態により児童生徒数の推計値が変動する可能性があるため、10年を目途に時点修正を行うことも視野に入れる。



## 2 学校施設の適正規模・適正配置の検討と基本的な視点

本市では、児童・生徒数や学校規模が地域ごとに偏りがあり、今後の将来的な児童生徒数の変動に伴い、学校運営や指導体制等への様々な影響が懸念されることから、子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実を目的に、学校施設の適正規模・適正配置の検討を進めていく。

学校施設の適正規模・適正配置においては、本市の教育目標の実現と西東京市教育計画に掲げる施策の展開に寄与することを念頭に、文部科学省が平成 27（2015）年 1 月に公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」、平成 31（2019）年 3 月に公表した「小学校施設整備指針」、「中学校施設整備指針」を元に本市の実情を踏まえ、教育環境への影響や留意点を整理し、本市の小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方を検討する。

## 第3章 適正規模・適正配置による教育環境への影響及び留意点

### 1 本市の教育環境への影響

#### 1-1 学校規模による教育上のメリット・デメリット

学校規模が大規模または小規模になることにより生じる教育上のメリット・デメリットは児童・生徒の学習面や生活面での指導（学習指導）の視点、教職員の質や事務等の負担（学校運営）の視点から下表のとおり整理される。

規模	分類	視点	内容
大規模	メリット	学習指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。</li> <li>・指導上課題のある児童・生徒を分けることができ、きめ細かな指導が可能となる。</li> <li>・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生まれる。</li> <li>・児童・生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。</li> <li>・様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。</li> <li>・クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。</li> </ul>
		学校運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。</li> <li>・校務分掌を行いやすく業務負担の平準化を図る余地がある</li> <li>・出張、研修等に参加しやすい。</li> </ul>
	デメリット	学習指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の目が各児童・生徒一人ひとりにとどきにくく、きめ細かな指導や児童・生徒の把握・管理が難しくなる。</li> <li>・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活躍機会を設定しにくい。</li> </ul>
		学校運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員相互の連絡調整が図りづらい。</li> <li>・特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。</li> <li>・児童・生徒一人当たりの校舎や運動場等面積が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる。</li> </ul>

規模	分類	視点	内容
小規模	メリット	学習指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。</li> <li>・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活躍機会を設定しやすい。</li> <li>・児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。</li> </ul>
		学校運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。</li> <li>・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。</li> </ul>
	デメリット	学習指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級や学年の集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。</li> <li>・学級や学年の男女比の偏りが生じやすい。</li> <li>・学年を越えたコミュニケーションが少なくなりやすく、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。</li> <li>・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じ、教育効果が下がる。</li> <li>・教職員数が少なくなるため、加配がない限り、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。</li> <li>・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。</li> <li>・クラス替えでメンバーが変化しないことから、いじめが発生したときに当事者を離せないなど、人間関係が固定化しやすい。</li> </ul>
		学校運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。</li> <li>・一人に複数の校務分掌が集中し、業務負担が過剰になりやすい。</li> <li>・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。</li> </ul>

※公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成 27 年 1 月）を参照、現行の国における学校規模の標準では 12～18 学級、25 学級以上を大規模校としている。

## 1-2 教育的観点からの考察

平成 29（2017）年度、平成 30（2018）年度に改訂された学習指導要領では、新しい時代を生きていく子供たちに必要な資質・能力を育むため、「主体的・対話的で深い学び」の観点から、自己のキャリア形成等を踏まえ自分でテーマ設定を行う学習活動、子ども同士の協働、教職員や地域の人々との対話等から考えを広げ深められるような学習など、授業内容の改善を進めると示している。学校教育の現場では、教員の創意工夫による多様な指導を展開することが重要となる。

多様な指導の展開を可能にするには、時には少人数、時には多人数での指導を随時行えるよう、一定の規模の児童・生徒及び学級数や教員の配置を確保することが必要である。

### 1-3 施設面からの考察

本市の学校施設は、下表の通り半数以上が昭和 30～40 年代に建設され、老朽化が進んでいる中で、児童・生徒の安全を確保できるよう、修繕や更新を行う必要がある。

分類	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年	経過年数 (年)
小学校	田無小学校 校舎	6,635.45	1978	41
	田無小学校 体育館	934.00	1970	49
	保谷小学校 校舎	5,861.00	1978	41
	保谷小学校 体育館	814.00	1972	47
	保谷第一小学校 校舎	6,075.96	1967	52
	保谷第一小学校 体育館	628.00	1966	53
	保谷第二小学校 校舎	5,276.00	1975	44
	保谷第二小学校 体育館	800.00	1976	43
	谷戸小学校 校舎	4,960.00	1970	49
	谷戸小学校 体育館	909.00	1973	46
	東伏見小学校 校舎	6,284.80	1981	38
	東伏見小学校 体育館	798.00	1970	49
	中原小学校 校舎・体育館	10,148.06	2018	1
	向台小学校 校舎	6,143.60	1980	39
	向台小学校 体育館	817.00	1973	46
	碧山小学校 校舎	6,745.00	1994	25
	碧山小学校 体育館	685.00	1967	52
	芝久保小学校 校舎	5,449.00	1969	50
	芝久保小学校 体育館	822.00	1972	47
	栄小学校 校舎	4,532.00	1970	49
	栄小学校 体育館	803.00	1974	45
	谷戸第二小学校 校舎	4,790.00	1975	44
	谷戸第二小学校 体育館	786.00	1975	44
	東小学校 校舎	4,210.00	1974	45
	東小学校 体育館	757.00	1975	44
	柳沢小学校 校舎	5,142.00	1975	44
	柳沢小学校 体育館	768.00	1976	43
	上向台小学校 校舎	7,517.81	1978	41
	上向台小学校 体育館	973.00	1979	40
	本町小学校 校舎	4,806.00	1979	40
	本町小学校 体育館	804.00	1979	40
	住吉小学校 校舎	5,753.00	1978	41
	住吉小学校 体育館	840.00	1979	40
けやき小学校 校舎	12,690.93	2003	16	
けやき小学校 体育館	1,112.00	2003	16	

分類	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年	経過年数 (年)
中学校	田無第一中学校 校舎	7,372.00	1973	46
	田無第一中学校 体育館	1,170.00	1974	45
	保谷中学校 校舎	4,728.10	1968	51
	保谷中学校 体育館	2,679.04	2008	11
	田無第二中学校 校舎	5,932.00	1975	44
	田無第二中学校 体育館	905.00	1966	53
	ひばりが丘中学校 校舎	6,052.00	1960	59
	ひばりが丘中学校 体育館	1,181.00	1971	48
	田無第三中学校 校舎	4,846.00	1961	58
	田無第三中学校 体育館	912.00	1968	51
	青嵐中学校 校舎	10,424.19	2007	12
	青嵐中学校 体育館	2,866.61	2007	12
	柳沢中学校 校舎	5,214.00	1972	47
	柳沢中学校 体育館	1,189.00	1975	44
	田無第四中学校 校舎	5,614.00	1977	42
	田無第四中学校 体育館	1,363.00	1978	41
	明保中学校 校舎	7,816.00	1983	36
	明保中学校 体育館	1,842.00	1983	36

また、全国的に、今後の学校施設のあり方として、子どもへの教育を前提としながらも、生涯学習や地域コミュニティ等の拠点として、地域の実情や需要動向を勘案しながら、余裕教室の活用や周辺施設との積極的な複合化が求められている。

適正規模・適正配置の実施を通じて、効率的・効果的な学校施設の長寿命化、適切な諸室・教室の利用、学校施設が生涯学習や地域コミュニティ等の拠点施設となることが期待される。

#### 1-4 防災施設・地域コミュニティ面からの考察

共働き世帯の増加等により、児童・生徒が放課後に安全・安心に過ごせる場へのニーズが高まっており、学校施設もその役割を担うことが求められている。

学校や児童・生徒を支える存在として、民生委員や児童委員、育成会、PTAなどの方々がおり、教育や学校の役割が多様化していく中で、今後より一層地域と学校が連携し、運営に取り組んでいく必要がある。

学校施設は災害時の避難所等、地域の防災拠点としての役割も有しており、災害時の市民の安全を確保できる施設である必要がある。

適正規模・適正配置の実施により、民生委員や児童委員、育成会、PTAなどの方々の活動や連携への影響といった既存の地域コミュニティへの影響が生じることが予想され、また、放課後の子どもの居場所や地域防災拠点としての機能拡張につながることを期待される。

## 2 適正規模・適正配置の留意点

### 2-1 適正配置による通学区域の変更

適正配置によって現在の通学区域を変更する必要がある場合、検討にあたっては「防犯面や交通安全面で児童の安全を確保できる環境、距離」、「児童・生徒数の特定の学校への偏重の防止」、「可能な限りの校舎の増改築回避」、「児童・生徒及び保護者にとって分かりやすい区域割」、「学校周辺地域の状況やコミュニティへの配慮」の視点を考慮し、通学区域を変更した場合のシミュレーションや地域協議会での議論など、十分な調査・検討を行う必要がある。

### 2-2 小中一貫教育の視点

本市では、令和2（2020）年度から、小学校から中学校への進学時に生じやすい、生活面や学習面の段差を解消するため、独自の小中一貫教育の取組を実施する。市内一部地域や特定の学校のみでの取組ではなく、全市的な取組として実施するものであり、具体的には、中学校教員による出前講座や中学校一斉体験会の実施、算数・数学科及び英語科における小中一貫カリキュラムの導入、小・中学校間の垣根を越えた生活ルールの導入など、ソフト面で対応を図っていくものである。

また、本市独自の小中一貫教育とは、学校教育法等で規定する義務教育学校等の小中一貫校の特徴として、小・中学校における9年間の系統的な教育課程の編成であるが、本市では制度趣旨を踏まえた独自の取組を進めることである。

そして、義務教育学校等の小中一貫校における9年間での系統的な教育課程の編成には、小・中学校間の連携体制等から考えて、小学校から進学する中学校が同一（1校）であることが望ましい。しかし、本市の学区域の実情は、一つの小学校から複数の中学校へ進学するケースが存在するため、本市で義務教育学校等の小中一貫校を導入する場合、学校施設の環境整備のほか、2-1. に示した通学区域の変更に関する条件整備等が必要となる。

## 第4章 本市における学校施設適正規模・適正配置の考え方と今後の方向性

### 1 基本的な考え方

「第3章 適正規模・適正配置による教育環境への影響及び留意点」を踏まえ、本市の学校施設の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方、基準を以下の通りとする。

#### 1-1 教育環境の整備としての学校規模の確保

子どもたちが学校における集団生活を通して、社会性を身に付け、豊かな人間関係を築くためには、すべての学年でクラス替えが可能であり、多様な人間関係をはぐくむことを可能とし、また、新学習指導要領の全面実施など今後多様化すると見込まれる教育内容・活動に応じて、多様な集団規模の確保、様々な指導方法や授業展開を可能とする学校規模を確保する必要がある。

##### (1) 一学年あたりの学級数

学校教育法施行規則第41条及び第79条では、学級数の標準について、小学校、中学校共に12～18学級（ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない）と示しており、一学年あたりに換算すると小学校は2～3学級、中学校は4～6学級が標準となる。これを踏まえ、本市における一学年あたりの学級数の基準は下記の通りとする。

**小学校:各学年2学級以上**

**中学校:各学年3学級以上**

##### (2) 一学級あたりの児童・生徒数

東京都教育委員会が定める東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準では、東京都の公立の小学校、中学校の一学級あたりの児童・生徒数の基準について、下表の通りとしている。

学校の種類	学年	一学級あたりの児童・生徒数
小学校	1、2年生	35人
	3年生以上	40人
中学校	1年生	35人
	2年生以上	40人

原則として、本市においても、一学級あたりの児童・生徒数は上記基準と同様とする。

## 1-2 効率的な学校運営の確保

「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」が策定された平成20(2008)年から、本市の財政は扶助費の増加などにより厳しさを増しており、今後も更に厳しくなると見込まれることから、学校運営については、「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」を引き継ぎ、今後多様化すると見込まれる教育内容・活動に対応するには、より効率的な学校運営を行うことができる児童・生徒数を維持していくことが必要であり、学校規模が小規模化するにつれて、財政面、人員配置面からも効率性に課題が生じることから、他校との統廃合や校地の売却処分等、新しい教育課題に対応する資源の効率的な配分方を検討する。

また、学習指導のみならず学校が抱える課題がより複雑化・困難化している中で、学校における働き方改革の視点も考慮し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるような取組を検討する。

## 1-3 通学距離及び通学区域の設定

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、通学距離について、小学校は概ね4 km以内、中学校は概ね6 km以内を公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として示している。

通学距離については上記基準を踏まえながらも、一律に当てはめるのではなく、現在の学校施設の配置状況を勘案し、通学時における児童・生徒の心身への負担を配慮し検討するとともに、通学路合同点検等を通じて通学路の安全確保に努めるものとする。

また、通学区域の設定にあたっては、全市的な通学距離等のバランスを考慮するとともに、「小学校と中学校の通学区域の整合性」、「地域コミュニティとの整合」、「幹線道路、河川、鉄道の線路等の通学環境の安全確保」等の観点に配慮する。

## 1-4 その他教育施策等への対応

学校施設の適正規模の検討にあたっては、通常の教科等の実施だけでなく、ティーム・ティーチングや少人数指導など多様な学習環境の実現に資する教員の追加配置や児童・生徒及び保護者の多様なニーズへの対応、学校教育への関心や学校への協力意識の高揚、特別支援教育の推進など、本市が取り組む教育施策の展開、公共施設等総合管理計画が方向性として示している生涯学習や地域コミュニティ等の拠点としての周辺施設との複合化への対応が可能な規模とする。

## 1-5 就学に関する諸制度の対応

本市においても学校選択制度を導入して、15年以上経過している。メリットとしては、最寄りの学校に通える、希望する部活動のある学校に通えるなどの意見がある。一方で、①住宅開発に伴う児童・生徒数の増加による教室不足、②児童・生徒数の増加による学校運営への影響、③生徒数の減少に伴う学校運営及び部活動への影響、④風評による児童・生徒数の増減、⑤児童生徒数の見通しが立てにくくなるな

ど、学級編制や教員の体制面における問題が生じており、学校運営への影響を配慮していく必要がある。

### 1-6 学校施設の有効活用と複合化、跡地活用について

児童生徒数の減少に伴う余裕教室等の有効活用や学童クラブ、社会教育施設、福祉施設など他の施設との複合化を検討する。検討にあたっては、各学校や地域の実情に応じて、個別に対応するとともに、施設管理の方法や児童生徒の動線と利用者の動線を十分に検討し、必要な対策を講じることとする。

併せて、老朽化した学校プールについては、民間や公共のプール施設を活用した水泳指導の在り方について検討する。

ひばりが丘中学校の跡地活用については、西東京市の公共施設等マネジメント方針に基づき、統廃合の用地として活用するほか、売却又は貸付についても検討する。

### 1-7 老朽化施設の計画的な更新

学校施設は、児童生徒の学習及び生活の場であり、充実した学校教育及び社会教育活動を展開できる機能的な施設環境と安全性、防災性、防犯性、衛生的な環境を備えた整備水準を備えることが必要であり、今後策定する学校施設の個別施設計画の中で検討する。

施設の更新にあたっては、統廃合や複合化を検討するとともに、将来的に児童生徒数が減少し、余裕教室が増加する場合も見据え、安全性も考慮しつつ容易に転用できる施設設計を検討する。さらに、ライフサイクルコストの軽減に向けて、将来的な改修費用が抑制できる設計や仕様とすることを検討する。

## 2 各学校の方向性の検討方法

児童・生徒数及び学級数の減少に伴い、余裕教室が生じた場合は、本市の公共施設を複合化するなど、幅広い活用方法を検討する。

市内の他校と比べ、児童・生徒数が少ない、または、引き続き児童・生徒数の減少が見込まれる場合は、学校の配置バランスや通学距離等を勘案し、教育環境の向上や複合化の視点も踏まえながら統廃合も視野に入れて対応を検討する。

一方で、学校施設に対して児童・生徒数が過大となった場合は、学校への人的支援を含め、実情に即した対応可能な方策について検討するとともに、周辺地域の状況や地域コミュニティへの影響を勘案し、児童・生徒数の将来動向を見据えながら、中長期的に一定の学校規模を確保できるよう、通学区域の変更も含め検討する。

上記の内容を踏まえ、財政的に厳しい制約がある中で、今現在だけでなく、将来の子どもたちの教育環境を維持していくために、長期的に見て財政的にスケールメリットが得られる規模・配置を考えていくほか、ライフサイクルコスト（企画・設計段階から工事、運用（省資源、省エネルギー）、解体・撤去までコストの総計）の削減、施設の劣化状況に応じた計画的な保全も十分考慮していく。

## 今後の取組みの方法

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、適正規模・適正配置の基準を定めた後に実際に適正規模・適正配置の取組を推進するに当たって留意すべき点について述べている。

項目	概要
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校は、地域住民からは教育に加えて防災、保育、地域の交流の場など様々な機能を有する施設と見られている。</li> <li>・子どもに求められる資質や能力の育成は、多様な人々と関わり、経験を重ねていく必要があり、また、多様化・複雑化するニーズに対して学校や行政のみで対応することは困難であることから、学校教育においては保護者・地域住民等の支えが必要である。</li> <li>・近年の教育改革により学校現場の裁量が拡大していく中で、保護者・地域住民等が学校運営に関わっていくことの重要性が増してきている。</li> <li>・こうした中で、学校統合の適否を検討する上では、保護者・地域住民等の声を重視しつつ、教育上の課題や将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めることが大切である。</li> </ul>
課題の可視化と共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般に、地域住民は小規模校の教育上の課題や学校規模の適正化による教育条件の改善をイメージすることが困難。</li> <li>・各市町村においては、標準との比較や現状と統合後を比べた場合の教育活動の可能性について具体的なデータや資料の十分な情報提供が必要。</li> </ul>
統合の効果の見通しと共有等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題の可視化と並行して、仮に学校を統合した場合の効果に関する見通しを先行事例等から研究し、関係者間で共有する必要がある。</li> <li>・統合を行うと判断した場合は、期待する効果を最大化するために必要な取組を十分検討し、保護者・地域住民等と共通理解を図りつつ、具体的な計画の立案を行うことが期待される。</li> <li>・学校統合によっても学級数が適正規模にならない場合は、統合による効果の説明を特に丁寧に行うことが必要である。</li> </ul>
統合を行う場合の検討体制の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合の適否の判断は行政が一方的に進めるのではなく、課題やビジョンの共有、十分な対話など、地域と学校が両輪となって学校づくりのプロセスに取り組む必要があり、適切な検討体制を整備することが極めて重要となる。</li> </ul>
首長部局との緊密な連携による検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校は地域コミュニティの核としての性格を有することや統合や更新には多額の予算支出を伴うことから、検討は教育委員会と首長との緊密な連携下で進めることが必要である。</li> <li>・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中に学校規模の適正化の推進を適切に位置づけ、地域の実態やニーズを十分踏まえながら、効果的な取組を推進していくことも考えられる。</li> </ul>

上記の手引き及び「第4章 本市における学校施設適正規模・適正配置の基準」を踏まえ、学校施設の適正規模・適正配置の取組み推進するための基本的な考え方は次のとおり整理する。

○子どもの教育環境の改善を中心に据え、学校規模を検討するとともに、全市的なバランスや地域の実情を考慮した最適な学校の適正配置を目指す。

○丁寧な情報提供、説明、十分な対話を通して、保護者・地域住民と協働で、活力ある学校づくりに向けた合意形成を図る。

○学校教育における義務教育期間の9年間の連続性、多様な指導、地域コミュニティとの関係性を考慮して検討する。

○中長期的に地域の実情や児童・生徒数の実態を踏まえ、それぞれの規模に応じた教育の充実に向けた方策を検討する。

○学校施設の老朽化と合併以降の課題となっている谷戸小学校と谷戸第二小学校、柳沢小学校と保谷第二小学校の近接については、将来的な児童数の動向や通学距離等を勘案し、教育環境の向上や複合化の視点も踏まえながら統廃合も視野に入れて対応を検討する。

